

安城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年6月1日

安城市長 三星元人

安城市規則第35号

安城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

安城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（平成7年安城市規則第30号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項の表5の項中「参考人」の次に「、被害者参加人」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。